解説ヲ認ム (1) 会社側ニ於テハ工場内ノ諸設備並ニ職工待遇ニ可及的改善ヲ加フルコト (2) 丸山政雄 吉田秀義、青木芳明、青柳清ノ上記四名ノ職工ヲ会社ハ解雇ス

(3) 会社ハ前記四名ノ解雇手当トシテ各勤続一年ニ就キ各日給ノ十三日分ヲ支給スルコト (4) 争議費用トシテ会社ハ金一封（三〇〇円）ヲ支給スルコト